

職 員 派 遣 関 係

Q 1 国土交通省の職員派遣とはどのような制度ですか。

A 1 本制度は、地方公共団体における地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業の実施の準備のため、その職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときに、国土交通省の職員の派遣を要請できるものです。したがって、本制度は地方公共団体の用地取得事務全般について支援することを目的としたものではありませんが、当該職員の派遣に付随してこれらの事務についても助言を行うことはできます。

所有者不明土地法 第41条、第42条

Q 2 国土交通省の職員派遣が要請できる地域福利増進事業等とはどんな事業ですか。

A 2 「地域福利増進事業等」とは、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業をいいます。なお、地域福利増進事業とは、購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業をいい、一定の区域内において行われるもの等をいいます。

収用適格事業とは、土地収用法第3条各号に定められた事業をいい、都市計画事業については、これを土地収用法第3条各号に規定する事業に該当するものとみなし、土地収用法の規定を適用するとされています。

所有者不明土地法 第2条、第39条

所有者不明土地法施行令 第4条

土地収用法 第3条

都市計画法 第59条、第69条

Q 3 派遣期間はどのくらい可能ですか。

A 3 派遣期間については、要請内容等により幅はありますが、一日から数日間を想定しており、派遣要請があった地方公共団体の庁舎等において対応することを想定しています。

また、要請内容によっては、職員を派遣しなくても対応できる場合も考えられますので、その場合は、東北地方整備局用地部等において助言を行うこと、電話や資料送付等による方法も想定しています。

Q 4 国土交通省に対する職員派遣の要請は具体的にどのように進めればよいのですか。

A 4 次頁の手続きにより進めることとなります。派遣に係わる事業の概要や職員派遣の要望時期などについての事前相談をいただき、その後に地方公共団体の長から整備局長あての「職員派遣要請書」の提出を受け付けます。整備局では適任者を選任し、内部手続きを経て、整備局長から地方公共団体の長に対し、「派遣通知書」を送付いたします。

※ 「職員派遣要請書」の記載様式、記載例については別添を参照下さい。

所有者不明土地法 第41条

所有者不明土地法施行規則 第57条、第58条

施行通知 別紙6 職員派遣要請書参考書式

Q 5 派遣に伴い地方公共団体に費用負担は生じますか。

A 5 法41条に基づく国土交通省職員の派遣に係る旅費等の費用は、派遣を要請する地方公共団体のご負担となります。

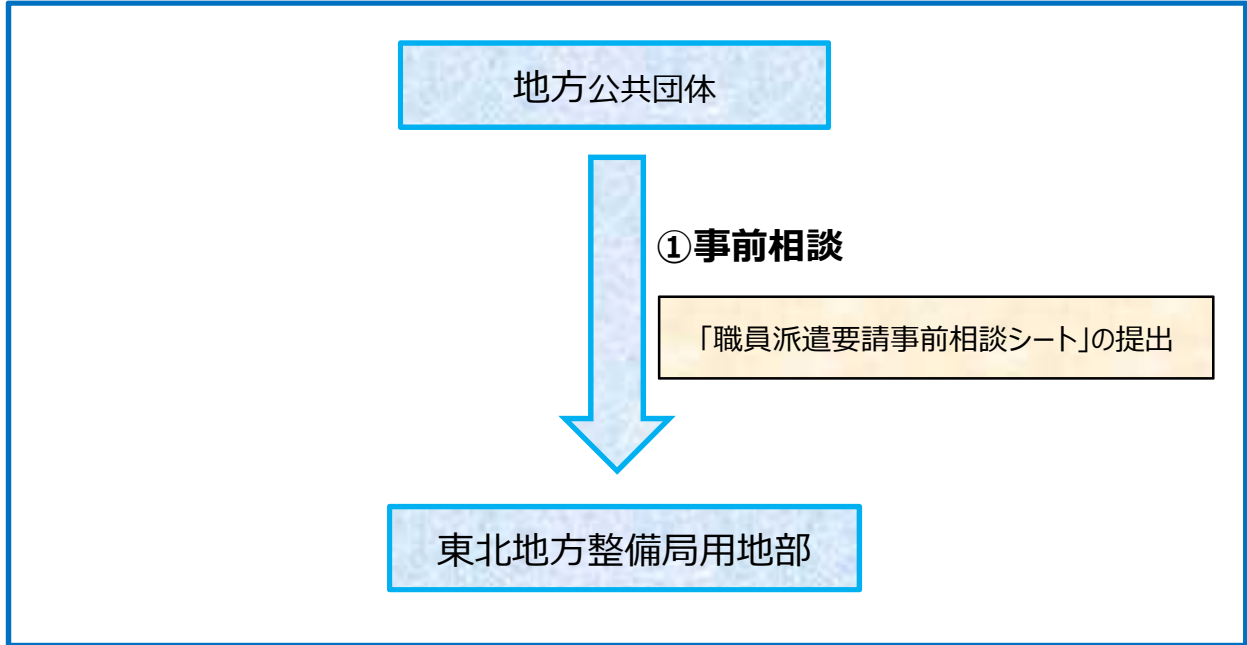
Q 6 職員派遣に伴う相談窓口はどこですか。

A 6 法41条に基づく国土交通省職員の派遣に係る相談窓口は、東北地方整備局用地部用地企画課となります。

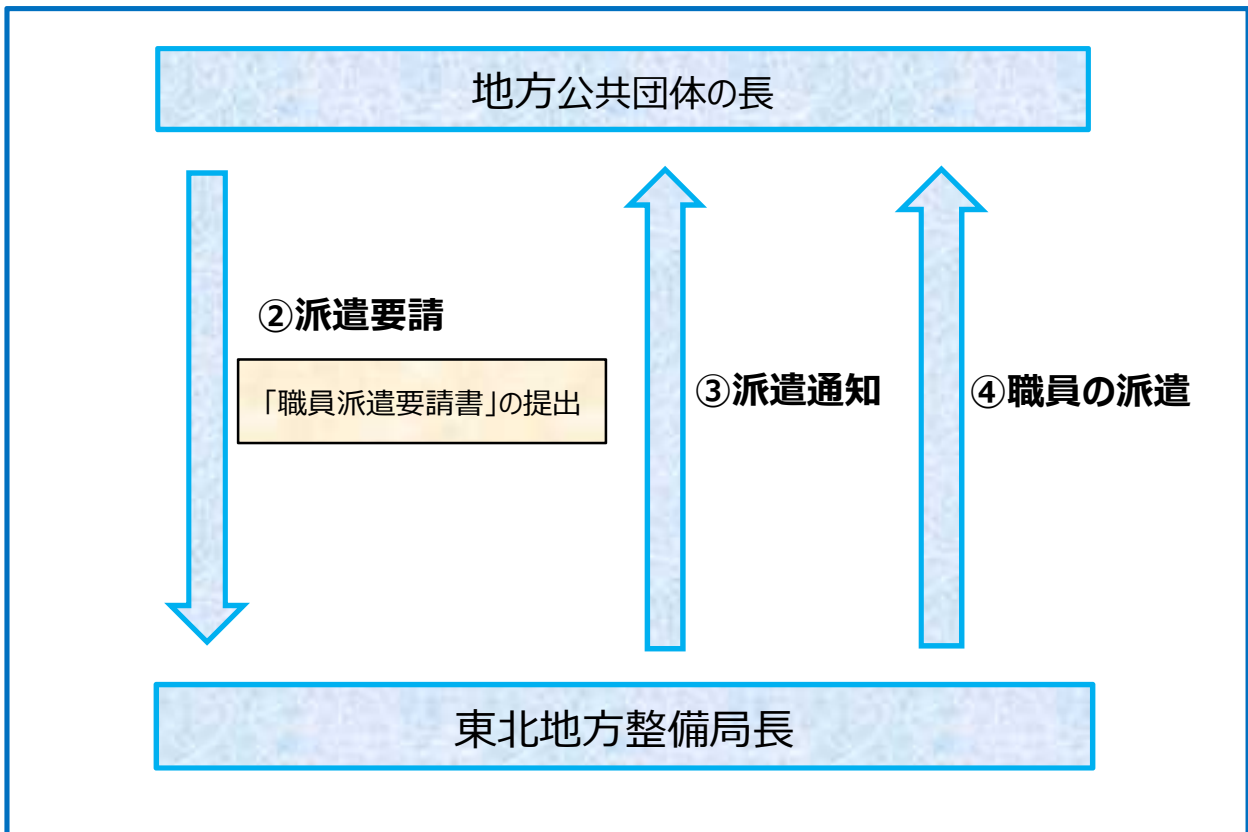
連絡先：東北地方整備局用地部用地企画課 Tel. 022-225-2171

国土交通省職員の派遣要請の流れ

I 事前相談



II 派遣要請



職員派遣要請事前相談シート

依頼日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
所属	〇〇市〇〇課
担当者氏名	〇〇 〇〇
連絡先電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
連絡先FAX	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇〇@〇〇〇

支援要望内容

1. 事業の概要

(記載例)

事業名:市道〇〇線改良事業(延長〇〇m)

小学校の通学路に位置する狭小な道路を拡幅し、歩道を設置する事業。

2. 支援を要する内容

(記載例)

本事業用地の一筆の登記簿が「表題部のみ(氏名のみ住所なし)」であり、地元の方に聞き取り調査を行ったが、所有者等について確認がとれなかった。

本市では用地取得についてのノウハウ等がないため、上記のような場合どのような手続きを踏めばよいかご教示願いたい。

3. 添付書類

(記載例)

①事業の概要書類:計画平面図(別添1)、字図(別添2)、用地実測図(別添3)

②全部事項証明書(別添4)

4. 職員派遣の要望時期及び期間

令和〇〇年〇月 〇日間

5. 備考

※様式については、東北地方整備局用地部のホームページよりダウンロードして下さい。

※提出先:東北地方整備局用地部用地企画課支援係 (アドレス thr-82fumeitochi@mlit.go.jp)

※連絡先:022-225-2171(代表)

(記載例)

職員派遣要請書

年 月 日

東北地方整備局長 殿

都道府県知事

市町村長

㊟

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第41条及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則第57条の規定に基づき、地域福利増進事業等の実施の準備のため職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があることから、貴局に所属する職員の派遣を下記のとおり要請します。

記

1. 事業の種類及び内容

事業名：市道〇〇線改良事業（延長〇〇 m）

（小学校の通学路に位置する狭小な道路を拡幅し、歩道を設置する事業であり、土地収用法第3条第1号に該当）

2. 派遣を要請する理由

上記事業の予定地内に「表題部のみ（氏名のみ住所なし）」の土地が存在し、所有者の確認の方法がとれなかったため、所有者探索の方法等について専門的な知識を習得させる必要があるため。

3. その他職員の派遣について必要な事項

派遣を希望する時期及び期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日の〇日間

専門的な知識を習得させる職員の部署及び人数

〇〇部〇〇課 〇人

職員派遣に係る旅費等の費用は当市が負担いたします。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2. 「事業の種類」は、地域福利増進事業、収用適格事業又は都市計画事業の別を、「事業の内容」は事業により整備する施設の種類等を記載するものとする。
3. 「派遣を要請する理由」は、土地所有者等の探索に当たって生じている支障や習得させる必要がある知識を具体的に記載するものとする。
4. 「その他職員の派遣について必要な事項」は、派遣を希望する時期及び期間、専門的な知識を習得させる職員の部署及び人数、職員派遣に係る旅費等の費用を地方公共団体が負担する旨等を記載するものとする。

参考法令

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）（抄）

（職員の派遣の要請）

第41条 地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施の準備のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を取得させる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

（職員の派遣の配慮）

第42条 国土交通大臣は、前条の規定による要請があったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとする。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（平成30年11月9日国土交通省令第83号）

（職員の派遣の要請手続き）

第57条 法41条の規定による職員の派遣の要請をしようとする地方公共団体の長は、次に掲げる事項を記載した職員派遣要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 事業の種類及び内容
- 二 派遣を要請する理由
- 三 前二号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

（権限の委任）

第58条 法第41条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について（平成30年11月15日国土企第37号）

5. 職員派遣の要請について（法第41条及び第42条関係）

法第41条において、地方公共団体の長は、地域福利増進事業等の実施のためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるときは、国土交通大臣

に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる」とされている。また、法 42 条において、国土交通大臣は、当該要請があったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣するよう努めるものとされており、規則第 9 条において、法 41 条に規定する職員派遣に関する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任されている。このため、同条に基づく国土交通省の職員の派遣を要請する場合には、規則第 8 条に規定する職員派遣要請書を、当該地方公共団体の区域を管轄する地方整備局用地部（沖縄県にあつては、沖縄総合事務局開発建設部）又は北海道開発局開発監理部に提出するものとする。

同条第 2 号の「派遣を要請する理由」としては、土地所有者等の探索に当たって生じている支障や習得させる必要がある知識を具体的に記載するものとする。

同条第 3 号の「前 2 号掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項」は、職員の派遣を希望する時期及び期間、専門的な知識を習得させる職員の部署及び人数等手続上必要となる事項とする。

なお、法第 41 条に基づく職員の派遣に係る旅費等の費用は、派遣を要請する地方公共団体が負担するものとする。

また、同条に基づく職員の派遣を要請する場合には、あらかじめ、地方整備局用地部、沖縄総合事務局開発建設部又は北海道開発局開発管理部と派遣の時期や期間等について調整を図られたい。